

障害者自立支援法が始まります

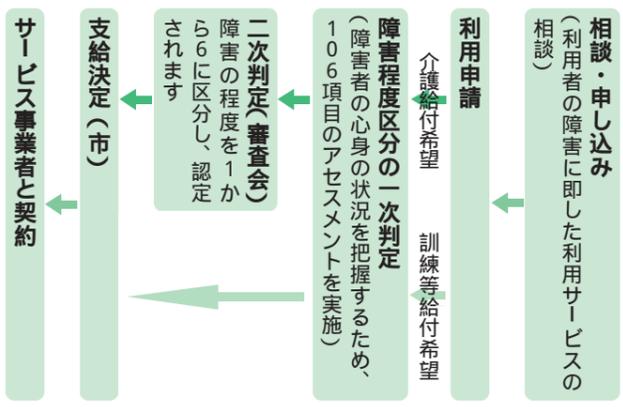
利用者負担の仕組み
3 障害に共通した仕組みとなり、所得に応じた応能負担から、サービス量と所得に応じた負担（1割の定率負担と所得に応じた月額上限額の設定）に見直しされます。

対象となる方 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

介護給付・訓練等給付
（現在の支援費サービス）

利用の手続き

新しい制度では、次のような手続きの流れになります。



平成18年4月から、障害者自立支援法が段階的に施行されます。障害者自立支援法は、現行の障害福祉に関する諸制度を整理・統合し、障害者福祉サービスの向上と、将来にわたり安定した制度へ転換することを目的としています。

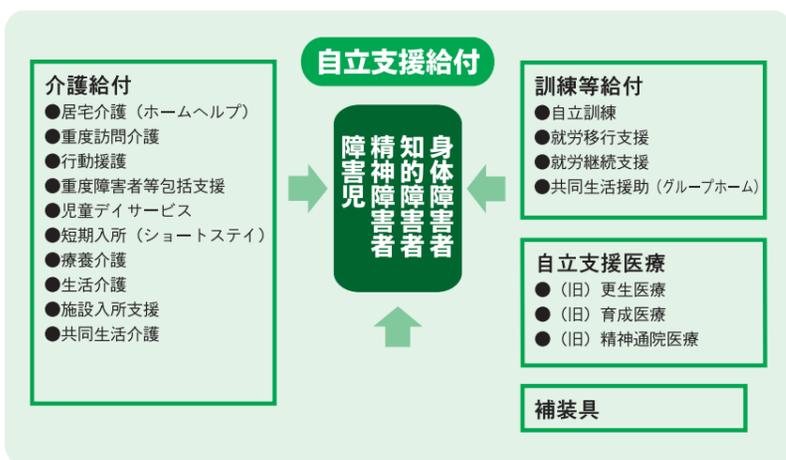
自立支援法のポイント

障害福祉サービスの体系
障害者自立支援法の全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されます。「自立支援給付」は、障害のある方の障害程度や状況に応じて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」です。「地域生活支援事業」は、手話通訳など障害のある方に必要なサービスを市が柔軟に対応していく事業です。

障害別の福祉サービスを共通化
障害の種類「身体・知的・精神障害」による異なっていた福祉サービスが障害種別にかかわらず、同じサービスを受けることが可能になります。

新体系への移行は、ホームヘルプなどの居宅サービスは平成18年4月から、施設サービスは平成18年10月から23年までの5年間に移行することになります。

自立支援法の全体像



地域生活支援事業

- 相談支援 (関係機関との連絡調整、権利擁護)
- コミュニケーション支援 (手話通訳派遣など)
- 日常生活用具の給付または貸与
- 移動支援
- 地域活動支援センター (創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進など)
- 福祉ホーム
- 居住支援
- その他のほかの日常生活または社会生活支援

利用者負担の仕組み

原則として障害福祉サービスの費用の1割が自己負担になります。ただし所得に応じて表の通り、上限額が決まっています。

区分	世帯の収入状況	上限額(月額)
低所得1	市民税非課税世帯でサービスを利用する本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で、区分が低所得1に該当しない方	24,600円
一般	市民税課税世帯の方	37,200円

入所施設、通所などの施設サービスを利用する場合、食費や光熱水費は自己負担です。所得や資産に応じて負担が軽減されます。

は上限があります。上限額は表の通りです。

区分	対象	上限額(月額)
低所得1	市民税非課税世帯で受診される方の収入が80万円以下の方	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で区分が低所得1に該当しない方	5,000円
中間所得層	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が20万円未満の方	医療保険の自己負担限度額
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が20万円以上の方	対象外

表中、「中間所得層」の方と「一定所得以上」の方でも、継続的に高額な医療費の負担がある場合など「重度かつ継続」に該当する方は別に上限額があります。上限額は表の通りです。

対象	上限額(月額)
市民税額(所得割)が2万円未満	5,000円
市民税額(所得割)が2万円以上20万円未満	10,000円
市民税額(所得割)が20万円以上	20,000円

「重度かつ継続」の範囲

腎臓機能、小腸機能または免疫機能障害の方
統合失調症、そううつ病などで継続的な医療を要するものとして医師が判断した方
疾病などにかかわらず高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療費助成制度

市では、重度の障害をお持ちの方の医療費を助成する「重度心身障害者医療費助成制度」を設けています。(ただし障害の程度や所得により適用されない場合があります)
受給者証をお持ちの方は、自立支援医療費の自己負担額についても助成対象となります。

現在、支援費サービスや更生医療、精神通院公費を利用されている方には、社会福祉課から手続きの案内を送付します。案内の期限までに手続きをお願いします。

補装具

これまで現物支給されていた補装具(義肢、車いすなど)は、購入や修理にかかる費用の支給へと変わります。

地域生活支援事業

コミュニケーション支援(手話通訳)やガイドヘルプ(移動支援)、日常生活用具の給付や貸与などのサービスは、市が実施する地域生活支援事業に位置付けられます。

「補装具」と「地域生活支援事業」に関しては、平成18年10月から実施されます。詳しい内容は決まり次第、お知らせします。

相談支援

障害者の方が気軽にサービスの利用などについて相談できるような体制作りを進めます。

市では平成18年4月から市役所2階の「地域包括支援センター」(11ヶ所参照)内に相談専門員を配置し、障害を持つ方々の相談窓口を設けます。

障害者自立支援法の詳しいことは厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/syougainken/index.html> をご覧ください。